

第63回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和4年10月19日(水) 10:00~11:20

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1) 構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、
西村 暢史 構成員、西村 真由美 構成員
(以上8名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 飯塚 智 相互接続推進部 部長
井上 暁彦 経営企画部 営業企画部門長
西日本電信電話株式会社 田中 幸治 設備本部 相互接続推進部 部長
多賀 一成 経営企画部 営業企画部門
担当部長
KDDI株式会社 関田 賢太郎 相互接続部長
ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部 相互
接続部 部長
小林 一文 渉外本部 通信サービス統括部 相互
接続部 アクセス相互接続課 課長
南川 英之 渉外本部 通信サービス統括部 相互
接続部 相互接続課 課長
一般社団法人テレコムサービス協会
山田 敏雅 FVNO委員会 委員長
佐々木 太志 MVNO委員会 運営分科会主査
三宅 義弘 MVNO委員会 運営分科会副主査
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
立石 聡明 副会長
木村 孝 事務局長

一般社団法人 I P o E 協議会

外山 勝保 副理事長

中田 諭輔 事務局

株式会社 N T T ドコモ 大橋 一登 経営企画部 料金企画室長

下隅 尚志 経営企画部 接続推進室長

(3) 総務省

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総務課長、
飯村事業政策課長、片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、
前田料金サービス課課長補佐、永井料金サービス課課長補佐

■ 議事概要

- 卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関するヒアリング
- ・ テレコムサービス協会 F V N O 委員会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、テレコムサービス協会 M V N O 委員会より、それぞれ資料 63-1 から 63-3 までについて説明が行われた後、質疑が行われた。

■ 議事模様

○ 卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関するヒアリング

【辻座長】 それでは、議事を開始いたしたいと思います。

本日の議題は、「卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関するヒアリング」です。本件は、前回第 62 回会合でお示しした検討項目案に基づき、各事業者からヒアリングを行うものです。

今回は、F V N O ・ M V N O 等として、一般社団法人テレコムサービス協会の F V N O 委員会、M V N O 委員会、また一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会からご説明いただき、意見交換を行いたいと思います。

また、今回から第七次報告書の取りまとめに向けて、具体的な議論に移りますので、その他、本研究会で取り上げるべき事項等があれば、併せて各者からご説明いただき、意見交換を行いたいと思います。

それでは、まずは F V N O 委員会よりご説明をお願いします。

【テレコムサービス協会】 F V N O 委員会の山田でございます。このような場をいただき、ありがとうございます。

では、資料に沿ってご説明のほうさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ではまず、1ページ目の省令整備等に係る検討事項の論点1．特定卸電気通信役務の範囲に関する事項に関して、委員会で取りまとめた内容をご報告させていただきます。

黒ポツのほうは割愛させていただきまして、まとめた内容にいきますと、公正競争上の影響が大きいことから、光サービス卸に加えて「ボトルネック性を有する第一種指定電気通信役務設備を用いた卸役務」の全てを、特定卸役務の対象とすべきではないかという考えでまとめております。

以下、表組みのところで、影響が少なくないもの、いわゆる大きいもの、次いで影響が少ない、小さいものという形でまとめております。影響が大きいものに関しては、この間、何度となく議論に出ております光回線のところに加えまして、ひかり電話の月額利用料、通話料、この辺りに関してはあまり議論はなされていませんでしたが、影響が少なくないものとして取りまとめております。

また下段に、いわゆるオプション系として、無線LANカードやフレッツ・テレビ、リモートサポートサービス等、この辺りに関しては、影響が少ない（小さい）ものという形でまとめておりますが、コラボ事業者様によっては影響が少なくないかもしれないところもありますので、備考のところに記載させていただいております。

2ページ目、論点2、提示される情報の範囲という部分でございますが、公正競争の観点及び事業運営に影響が大きいことから、以下の情報を定例的かつ適切な時期に卸事業者の開示をお願いしたいと思っております。

2つありますが、まずは1点目、卸料金の内訳（接続料相当額、光サービス卸の運営に係るコスト、卸先事業者の支援に係るコスト）、この辺りは以前より意見として述べさせていただいた内容でございます。

また、2点目です。卸料金の中長期的な金額水準と。この間、定めがないため、各社において事業計画算定においても苦慮している状況でございますので、金額水準の計画的な部分というのを回答いただきたいと考えております。

次、3ページ目のところですが、論点3、正当な理由の範囲について委員会の中で意見をまとめております。「特定卸電気通信役務の情報の提示」を拒むことができる「正当な理由」については、卸元事業者の経営上、明らかな支障を及ぼすと合理的に説明できるものに限定すべきであると。単に経営上の秘密であることのみをもって形式上拒絶することは、

正当な理由ではないのではないかとまとめております。

また、第49回、昨年11月12日におけるNTT東西殿の意見に関しまして、取引先に自らのサービス原価の開示が強制されることはあり得ないという考えが述べられておりますが、FVNO委員会といたしましては、記載のとおり、第一種指定電気通信設備を用いたサービスの接続料相当額の開示を求めているのであって当然の主張と考えております。

次、4ページ目のところでございます。その他の検討事項の論点1、固定通信分野における卸参入後の協議の在り方について、光コラボ参入後、2021年11月にFVNO委員会に加盟している事業者へアンケートを実施しており、下記の意見が出されております。

卸元事業者からの提案が中心で、卸元事業者から提案がなされた場合は、詳細条件が固まった状態であるため、仕様や料金面での協議が難しい現状がございました。また、各社及び団体協議等がなされることなく、料金の見直しもこの間、何度かさせていただいておりますが、「通知」という形で協議がされているという認識でございます。

また、2点目、定例的な運用等の協議の場がないということも認識しております。

3点目、要望への対応を依頼いたしました。一旦回答といたしまして、卸元事業者から、600社を超える事業者とそれぞれ対応することは困難であるという回答を昨年11月にいただいております。ただし、これまでの接続料の算定に関する研究会やFVNO委員会の議論により、要望していた、卸先事業者への要望を反映する仕組みというものをこの間依頼させていただいております。

これに関しまして、今月、10月3日から、新たな仕組みをNTT東西殿のお力の下、開始いたしております。また、紙での様式対応というところも一部議論がされておりましたが、システム化などもご対応いただき、コラボ事業者の運営に関わる円滑な進展が図られてきております。

さらなる協議の適正化及び、卸料金の透明性の担保のためにも、卸元事業者より以下について詳細な説明が必要ではないかと考えております。卸料金と接続料相当額との差額が、卸料金に対してNTT東日本殿に関しては4割程度、西日本殿に関しては3割程度と、約1割の差があります。その差分が卸料金に反映されていない理由が、この不透明な部分でございます。また、接続料相当額と卸料金の連動性について、より詳細な説明を要望したいと考えております。

5ページ目のところご説明させていただきます。論点3、指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況についてです。

光サービス卸の卸料金については、「接続料の算定等に関する研究会」及びFVNO委員会の議論により、2021年度に値下げが行われております。ありがとうございます。しかしながら、これまでも各種意見のところは提起させていただいておりましたが、2015年以降値下げが続く接続料との一定の連動性が確保されるべきものと認識しておりますが、卸料金と卸料金の原価に当たる接続料相当額の乖離が大きいのではないかと考えております。今後も継続的に卸料金の値下げが行われることが必要ではないかというのが委員会の意見のまとめでございます。

現状は、光コラボの卸料金については、接続料の改定が行われたとしても、それに合わせて改定がなされていない状況でございますので、接続料の改定のあった際には、卸料金の値下げも検討すべきではないかと委員会のほうではまとめております。

卸協議の適正性の確保により、継続的に卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化が進むことで、より市場の活性化促進及び利用者の利便性が図られるものではないかと考えております。

FVNO委員会からの説明は以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。質疑応答は、まとめて最後に行いたいと思えます。では、続きまして、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会からお願いいたします。

【JAIPA】 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、立石です。よろしく申し上げます。

それでは、資料63-2に基づいてお話ししたいと思います。時間の関係から1ページ目、2ページ目を飛ばしていただきまして、3ページ目になります。「光サービス卸料金引下げの実現を」ということで、前回の通常国会で改正された事業法の趣旨を踏まえて、施行前ではございますが、NTT東西殿の速やかな対処をお願いしたいと思います。

それから、当協会が昨年12月3日、第50回研究会で発表しましたように、加入光ファイバー接続料等の料金の値下げに比較して、卸料金の値下げの度合いが適正かを明確にするために原価の検証が必要であると考えております。

続きまして、4ページ目、省令整備等に係る個別論点2. 提示される情報の範囲（協議の円滑化に資する事項）について、右側に当協会の考え方ということで、接続料自体は公開されていることから、接続料相当額が卸先事業者に提示されることに問題があるとは考えておりません。むしろそれを提示しないことで、円滑な議論の展開を妨げられているの

ではないかという思いもあります。

そもそも事業者間の卸料金は適正原価に適正利潤を加えたものとされるべきであって、事業者間の協議が整わず裁定の申請があった際には、総務省が当事者に算定根拠の提供を求めた上で、最終的にそのような方針を基本として裁定されることになっています。事業者間の協議においても、NTT東西殿が自主的に算定根拠を示して協議に臨むことが望ましいと思います。

それから、NTT東西殿は一般的な商慣習を理由に接続料金相当額の提示を拒んでおられますが、そもそも指定電気通信設備に関する協議においては、一般的な商慣習に委ねていては競争が進展しないということから事業法で特別な規律を設けているのであって、指定設備卸も接続同様に料金の透明性を確保すべきだと思います。少なくとも、事業者やその団体との協議において原価の提示を行うことは、事業者間の円滑な協議を進めて、ひいては競争の進展に資するものと考えられるのではないかと考えております。

続きまして、5ページ目、いわゆる通信系事業者と非通信系事業者コストの分離と提示について、以前のNTT東西殿の資料にありました、非通信系のところに様々やっつけられているということですが、卸料金における接続料相当額以外の部分、より具体的には、卸役務のオペレーションに係るシステムの開発及び運用に係るコストと卸役務の利用拡大に係る営業費等及びそれらのための組織整備や人員増強、システム開発に係るコストの項目及び金額が明確になるべきではないかと考えております。

また、通信系事業者と非通信系事業者では、卸先事業者のサポートに係る費用が大きく異なると思いますので、共通部分も当然ありますが、NTT東西殿が光卸サービスを開始して以降、積極的に市場開拓されてきた非通信系事業者へのサポートに係るコストは、必ずしも全ての卸先の通信事業者が必要としないものも含まれていると思われます。

また、NTT東西殿が本研究会49回にて、卸先として非通信系パートナーが全体の8割に達するというデータを提示されておりますが、光サービス卸全体の利用者ないしは収益における非通信系パートナーの割合を把握することも重要であることから、卸役務利用のエンドユーザー契約全体に占める非通信系パートナーと通信系パートナーのそれぞれの割合も研究会で示していただけたらと思います。事業者の割合だけでは実際の収益になっているところは分からないということです。

続きまして、6ページ目、先ほどの続きですが、一番右側にありますように、卸全体の営業費用として計上するのではなくて、非通信系事業者のみに関わるものとして分離され

るか、あるいは設備への帰属が認められる営業費や指定設備卸役務の提供の際に必要な営業費とは言えないものとして、NTT東西殿の戦略的投資に関わるものと見るべきではないかと考えております。

7ページ目です。個別の論点3であります。正当な理由の範囲ということになりますが、特定卸役務の提供を拒める「正当な理由」については、当協会においては卸先事業者が役務提供を拒まれる実態は把握していないため、接続協議の場合において電気通信事業法第32条等に規定されている、接続の請求を拒める「正当な理由」と同様とすることで十分ではないかと思っております。

また一方、情報の提供を拒める正当な理由として許容されるものは、単に経営情報ないしは営業上の秘密であるだけでは足りず、NTT東西殿がその取引先や調達先との関係において契約上のNDAに抵触するため開示できないもの、ただし正当な理由とするためにその条項の拡大をすることは許容されないと思っておりますが、外部からの調達原価に係るもの等限定列挙にとどめるべきで、今だとホワイトリストとなっておりますが、逆にブラックリストの部分だけを出さないという方向にしてはどうかということをございます。

それから、NTT東西殿の卸先、パートナーのNTT東西殿からの仕入れ値、それ自体については、卸先ごとに仕入れ値が異なるならともかく、一律であるならば卸先及び卸先事業者の団体に開示されても差し支えないと思われまます。また、一般に開示するものでない以上、他の自己設置事業者等との間での競争上の不利益を被ることはないのではないかと思われまます。

続きまして、8ページ目、団体協議の在り方ですけれども、光卸についての団体協議について、光卸契約のNDA条項を根拠として今のところ、事業者団体や事業者同士での具体的条件についての協議は拒まれております。

また、主務官庁に対しても直接事業者から報告する場合を除いて、第三者開示の書面による同意が必要としていますが、その同意すべき内容について事業者とNTT東西殿との間で調整中で、なかなか簡単に進まないと思われまます。

また、NTT東西殿と個々の卸先事業者単体では、交渉力や分析力において圧倒的な非対称性があります。卸先事業者はまとめて団体として対応しない限り、なかなかまとめた交渉を行うことができないと考えられまます。

団体として交渉に臨めない現状では、団体協議を活用した光卸の適正性の検証はおろか、事業者側から運用の改善提案すら行うことができません。また、研究会等に具体的な情報

の提供も行うことができないという状況になっております。

また、団体とNTT東西殿との間で主務官庁以外に情報の開示はしないという包括的なNDAを結び、さらに団体構成員中でNTT東西殿とNDAを伴う契約を締結していない会員については、団体と当該会員との間で個別にNDAまたは情報開示に関わる誓約書を締結し、保護すべき秘匿情報については東西殿とJAIPAの間で個別に指定し、同意は不要とすれば足りるのではないかと考えております。

9 ページ目、網終端装置の輻輳とNDAの問題ですが、NTT東西殿が2022年4月6日の本研究会第56回において、当協会が以前よりインターネット利用者の夜間などのピーク時における速度低下をもたらしている輻輳の要因として指摘してきた、PPPoE方式の網終端装置における帯域使用率について、東日本、西日本それぞれについて全体として余裕があり、改善している状況の資料を提示されております。

しかしながら、当協会としては、東日本、西日本全体という大きな枠はともかく、一部地域では網終端装置単体としては、時間帯によりやはり逼迫、輻輳している状況がいまだに続いていると把握しております。

本研究会の第六次報告書では「1セッション当たりのトラフィックが増加傾向にあること。セッション数は増設基準を満たしていないにもかかわらず、トラフィックが逼迫・輻輳していること。」等のデータが本研究会に対し示されて初めて、議論・判断を行うことができるとされております。

本件に係る当協会とNTT東西殿との協議において、NTT東西殿よりそのためには同社接続約款に規定する第三者開示の承諾を求める依頼と、それに対する承諾の手続が必要だということでしたので、その準備を進めております。

一方、それが整わない場合は代替として、JAIPA経由本研究会構成員と総務省に対して非公開で、当協会はスルーする形として中身は見ないという形で、TRSのデータを提示する場合はNTT東西の接続約款には抵触しない旨の確認をしていただければと存じます。ただ、その一つ前の手続が必要と、NTT東西殿との間で各個別の企業の非開示の通知を行うだけでなく、承諾もないと駄目だということで、これは萎縮効果を生むのではないかと考えております。

続きまして、10 ページ目はNDAの条項の内容ですのでご参考までとします。

それから、先ほどのトラフィックが逼迫しているということについてのテクニカルな説明が11 ページ目になりますが、この図を簡単に説明しますと、今までインターフェースが1

ギガの網終端装置、1,600セッションまでずっと並べていたものを、これではトラヒックが逼迫するからということで、新しく10ギガを各ISPが用意したら、その分だけ、当然全体としては余裕ができるのですが、これは各お客様のセッションが同様に張ってきます。

なので、10ギガのところ例えば8割ぐらいまで来ると、1ギガのインターフェースに回すとかではなく、これは順番に回っていくため、1ギガインターフェースに接続されている人がいつまでたっても1ギガのところを使っているのです、そのトラヒックそのものの疎通は改善されないという現状になっています。1ギガのインターフェースも10ギガのインターフェースも順番にぐるぐるぐるぐる回っていきますから、どうしても10ギガは空きがちなので、たまたまインターフェース、10ギガに接続した人はすごいスピードが出るけれど、1ギガに接続したお客さんはいつまでたってもスピードは出ないと。

現状は、どう回避するかというと、この1ギガのインターフェースを全部やめて10ギガを契約する以外にISPには選択肢がなく、一部そうしているISPも出てきている状態で、これの改善を何とかしていただきたいなと考えております。

続きまして12ページ目、今度は工事遅延の問題ですが、「現地調査（現調）」という単語がNTT東西殿の内部用語と思われて、ISPとしては正直なところその定義は不明ですが、法人向け、戸建てタイプの工事についての事前の調査のことを指していると思われま

す。

光サービス卸でISPからNTT東西光コラボセンターにオーダーを送信し、「この日の工事は無理でした。」とオーダーを差し戻されることがあります。その際の理由として「現調要」と記載されていることが多々ございます。

一方、光サービス卸で一旦決まった工事日の2日前に、NTT光支援センターから回線の空きがなく、NTT側の工事が必要だから工事ができないと電話で連絡があり、工事直前のキャンセルにより卸先事業者とその利用者間でトラブルになった例も少なくありません。

この問題について、JAIPAは会員及び会員外の全国ISP約500社に対して、7月及び9月に実態調査を行いました。その結果、33件の回答が寄せられましたので、その一部をご紹介します。

現調の結果、回答のほとんどが2か月以内に回答されていることから、当協会とNTT東西の団体協議においては、NTT東西殿で特にこれを問題とする認識がされてないとい

う感じがしました。しかし、実際の工事はそこからさらに2か月かかることから、申込み開通まで実質4か月かかることは珍しくなく、利用者視点、特に法人では非常に大きな問題になっております。特に法人のお客様が、例えばオフィスを移転されるとか新しく新規に開始されたところで、既に開始日はこの日と決まっていて、2日前にキャンセルされると、そこから電話がかからないという状況が起こりますので、これは各地で非常に大きな問題になっていて、どこか特定のところではなく全国的に広がっているようです。

13 ページ目、そのアンケート結果で、課題を感じているのが約7割という結果になっております。

14 ページ目、「現地調査の申込から実施までの所要日数の最大値／最頻値」ということで、一番多いのが緑色の30.4%で1か月から2か月、2か月から3か月が21.7%というところで、そう簡単には接続できない、工事をやっていただけないということが分かっていただけだと思います。

現地調査実施から結果連絡までの所要日数についても、これは7日以内で収まっているところが多いですが、最頻値が大体このような感じになっていると見ていただければと思います。

15 ページ目、NTT東西による現地調査実施まで日数がかかる、遅滞する状況について、受託事業者からの理由の説明の有無、あればその理由ということで、いくつかだけ紹介しますが、光エリアが拡大しており、開通作業の人員不足が起きていることは事実なので、これはやむを得ないと思っておりますが、NTT東西本体の机上調査が雑で実際の開通工事に空きの芯線がないため開通NGとなっていることや、交換局側のOLTパッケージが遠距離用ではなく受光が足りずに開通NGとなるなど、本来いくらかでも回避できる問題が頻発していると。

それから、これも同じようなことですが、即決判断の精度の部分と、現調の曖昧な定義の部分の問題で、工事日決定後の工事日の直前になって調査要の連絡があまりにも多く、現状の判定制度の状況から、即決であっても要注意情報等がある案件だけでも事前の調査、設備確認・現調を実施すべき内容になっています。

それから、当日キャンセルになることや、明確な理由が教えてもらえずに処理待ちの一点張りということが多く、現調が必要なのかどうか、調査を行った後にもう1回やり直しということが多いので、やはり精度が低いのではないかと感じております。

16 ページ目です。当協会が考えるFTTH工事の遅れと問題点の解決策ということで、

問題点1番、申込みから完了までにかかった期間が統計的に把握できていないために、エンドユーザーに改善の効果が目に見えてないと。

2番目、関係者が多く、一元的な状況が把握されていないために、ユーザーに対する適宜情報の提供ができていないということで、これがISPに対するクレームにもかなりなっています。

それから、一部設備が不足しているため、かつ不足していることが分かっていないために、実質的にエリアとして新規提供ができない例が多数あると、先ほどのアンケート結果等からも見えてきています。

その解決策として、これは我々が思う解決策ですが、①については、総務省からNTT東西に対して求める目標の中に、最終的な工事完了までの目標を入れる。今は、遅れているか遅れてないかということの統計等ですが、実際どれぐらいかかっているかということも含めて、最終的な工事日の完了目標を入れていただきたいです。

②については、卸について特に問題があるようですが、一元的に工事の状況を把握できる組織をNTT東西の中につくるといふことしか解決策がないのではないかと。

③については、一旦提供エリアとして拡大したところも、設備不足により申込みから3か月以上提供ができない地域等がありますので、設備が充当されるまでは即時提供できないことを申込み時点で明確にするほうがいいのではないかと考えております。

以上で日本インターネットプロバイダー協会からのご説明とさせていただきます。ありがとうございました。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

では続きまして、MVNO委員会からご説明をお願いいたします。

【テレコムサービス協会】 MVNO委員会の佐々木です。資料63-3に基づきまして、当委員会の意見をご説明いたします。

1ページ目ですが、こちらのスライドは過去に本研究会においても事業者プレゼンテーションの中で利用しているスライドですので、簡単にご説明をいたしますけれども、MVNOがMNO設備を利用する形態として接続・卸の2種類があるところ、公平性を重視し厳格なルールにより運用されることが必要な接続と、イノベーションを促進する卸、これら2つがバランスよく機能し、それぞれがMVNOの選択肢となることで、MVNOにおいてより柔軟で競争力のある事業展開が可能になると考えておりますが、特に接続が存在しない、また、その接続による代替性が不十分である場合については、卸が非常に重要で

あるということは議論のいとまがないことかと思っております。

それでは、2 ページ目以降、個別の検討事項に関する当委員会の考え方をご説明します。

まず、2 ページ目、特定卸電気通信役務の範囲について、当委員会がかねてから主張しておりますとおり、第二種指定設備を用いた卸役務については、原則として全てを特定卸電気通信役務とすべきであると考えております。

特に、現行世代において、これまでも本研究会でご議論をいただき、接続による代替性の議論等を通じて、昨年大きな料金の値下げを実現しましたモバイル音声卸については、これが引き続きMVNOにとっても非常に重要な卸役務であるというのみにとどまらず、昨年のような取組を今後も継続的に実施をしていくという観点から非常に重要なことであると考えておりますので、モバイル音声卸に加えて、今後の世代の中でも公正競争上影響が大きい、社会的にも今後重要なインフラになっていくことが期待されます5G（SA方式）に係る卸役務、これらについては、特定卸電気通信役務とすることは必須ではないかと考えております。また、加えて、この5G（SA方式）との技術的な連続性、こういったことを鑑みますと、セルラーLPWA、ローパワーワイドエリアと呼ばれるIoT向けの通信ですけれども、こういったものに関する卸役務についても、これは特定卸電気通信役務とすることが求められるのではないかと考えております。

他方、事業法の定める適正な競争環境に及ぼす影響が少ない役務について今後検討していくということになる場合につきましては、例えば以下の観点等を踏まえ、最小限度とすることが、競争環境の適正性確保の面で重要ではないかと考えております。

下に3つ挙げておりますけれども、①MVNOが同種の役務を提供していない、もしくは提供する意向がない、②MNOが役務提供していない、もしくは提供しているが役務の加入者数が継続的に少ない、③MNOが役務提供の終了を予告している、もしくは終了を予定している、こういった観点を踏まえ最小限度とすることが必要ではないかと考えております。

なお、この条件、今回3つ例示をさせていただきましたが、①、②の中で、役務を提供していないという条件を記載しております。この役務を提供していないという条件については、参考情報となりますが、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」というガイドラインがありまして、このガイドラインの中でも、MNOは他の利用者やMVNOに提供していない条件でのサービスの提供、卸での提供をするところまでは義務づけられてはいないという記述もありますことから、こういった記載に

一定程度の合理性はあるのではないかと考えて、今回このような条件を盛り込んでいるものとなります。

ただし、こういったガイドラインが一般的に現行世代のサービスについて規定をしているということ踏まえ、例えば、MVNOが、今後提供が予定されている5G（SA方式）の様々な通信サービス等の卸提供をお願いするに当たり、MNO側が「当該サービスについては、他の利用者やMVNOに役務提供しておらず、特定卸役務でもないため、協議には応じません」ということがあっては、MVNOによる将来の世代のサービスの適正な利用というものが阻害をされるということにもつながりかねないと思っておりますので、特に、5G（SA方式）や今後登場してくるであろう将来のサービスについて、これら役務提供していないので特定卸役務ではないという判断をすることについては、極めて慎重で丁寧な議論が必要ではないかと考えていることを申し添えます。

続きまして、3ページ目、こちら、提示される情報の範囲となっておりますけれども、特定卸電気通信役務に関しましては、料金の内訳、料金水準の納得性、これがMVNOの事業判断においては極めて重要であることから、これらに関する、例えば接続料相当額であったり、回収が見込まれている費用項目であったり、こういった項目の提示を必須とすることが、協議の円滑化につながると考えています。

他方、新たに提供される役務については、イコールフットィングの観点から、MVNOもMNOと同時代にサービスが提供できるということが非常に重要と考えておりますが、協議の端緒となり得る情報が遅滞なくMVNOに提供され、それによりMVNOが先手先手で検討を進めていくこと、これが非常に重要であることからこういった内容をガイドラインに盛り込むことが望ましいのではないかとしまして、例えば、MNOが実装する機能の全体像、提供開始時期、提供までの情報開示スケジュール等が協議の端緒となり得る情報として非常に重要ではないかと考えております。

続きまして、4ページ目、特定卸役務の指定がなされた際に、これの提供を拒むことができる正当な理由及び情報の提示を拒むことができる正当な理由をどのように整理するかでありますけれども、このうち1項目となります、役務の提供を拒むことができる正当な理由としては、先般の会合の中で事務局資料でも挙げられておりました、電気通信事業法第32条に規定されている接続の拒否事由を特定卸にも準用するという案につきましては、当委員会として賛同します。

なお、関連規則として電気通信事業法施行規則23条に規定されている理由においては、

表現上もちろん、接続を念頭に置いた記述であるところ、一と二があるのですが、一については、特定卸役務に係る料金の支払いを怠り、また怠るおそれがあること、二については、特定卸役務の提供に当たりMNOとMVNOの電気通信設備の電氣的接続が必要である場合に限り適用されること、これらを明記すべきではないかと考えています。

また、この正当な理由を挙げて特定卸役務の提供をMNOが拒絶する場合、MNOとMVNOの以後の紛争をあらかじめ防止し、円滑な事業者間協議の深化を促進する観点からは、拒絶に至った理由のうち具体的な根拠、例えば特定卸提供の際に許容される通信量の範囲や閾値等、拒絶が合理的であるということをMVNOが判断できる情報をMVNOに開示すべきこと、これはガイドラインに盛り込まれるべきかな、と考えております。

このような理由がMVNOに開示をされることにより、例えばこのような条件であれば特定卸役務の提供が実現するのではないかとという提案をMVNO側がMNOに対して出すことができるようになり、それによって、条件等を調整する形で卸協議が成立をするといったことも期待をされることから、このような情報が非常に重要ではないかと考えております。

最後に、2個目の事項となりますけれども、情報の提示を拒むことができる正当な理由につきましては、一般的に卸協議に当たるMNOとMVNOの間にはNDAが事前に結ばれているであろうことを前提とすれば、MNOの経営上、明らかな支障を及ぼすということが合理的に説明をできるというものに限定をすべきであって、単に経営上の秘密であるということをもって形式上拒絶することについては、正当な理由としては認められるべきではないと考えております。

続きまして5ページ目、モバイル卸の標準的な料金、標準プランの料金の公表についてですけれども、これら卸料金に係る標準プラン等が事前に公表されていれば、その接続の卸と差異というものが見えてきますので、それを参考にすることで、より踏み込んだ卸交渉の協議が可能になるのではないかと考えており、一部のMNOから、第二種指定設備を設置する全ての事業者の公表を前提にモバイル音声標準プランの料金を公表することを検討するという旨が出されていることを踏まえまして、これらの卸料金の標準プランの料金の早期開示の実現というものを要望するところであります。

なお、例えば今、MVNO委員会に加盟しているMVNO事業者のみならず、新規参入を希望するMVNOの事業予見性の早期確保の観点、あるいは卸料金や提供条件等の基本的な情報、こういったものが本研究会等での検証プロセス等、政策の決定や評価のプロセ

スにもプラスに影響するということが考えられますことから、標準的な料金については、当委員会の利益のみならず一般的な利益としましても、一般に公表することが必要ではないかと考えています。

最後、6 ページ目となりますけれども、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進捗状況につきまして、本年5月11日に開催されました、競争ルールの検証に関するワーキンググループに提出しました当委員会資料から一部抜粋をしております。卸につきましては下のグラフを見ていただければと思いますけれども、今回本研究会で議論いただきましたモバイル音声卸の議論に伴い、音声卸料金が大幅に値下げをされたことを踏まえて、料金プラン等の変更を実現した事業者6社、料金プラン等の変更を検討している事業者1社ということで、多くの事業者が音声通話料金の値下げ等を実施し、それについて市場でも大きな反響があったということですので、本研究会におけるこういった議論がこのような結果につながったということが見てとれるかと思っております。

卸協議の継続的な適正性の確保により、今後も低廉化・提供条件の柔軟化、こういったことが進んでいくことが重要ではないかと考えております。

当委員会からの発表は以上となります。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、予定されておりました3団体のプレゼンテーションが終わりましたので、提示されました論点の考え方について、それぞれ構成員の皆様方のご質問がございましたら、チャットまたはご発言にてお願いいたします。それではどうぞ、お願いいたします。

それでは、酒井構成員お願いいたします。

【酒井構成員】 資料63-2の5ページ、6ページ目あたりで、前から通信系事業者と非通信系事業者では違うのではないかと、その辺を明確にしてくれという話が出ているのですが、例えば戦略的なものをどう負担するかという話は別として、最終的には、オペレーションコストやサポートに係るコストをメニュー化するというか、あるメニューでは、MNO、NTT東西は一切電話の質問にも応じないというメニューがあったり、あるMNOでは何日以内に応じたりであるとか、そういう形のメニュー化を希望すると考えてよろしいのでしょうか。

【辻座長】 それでは、お答え願えますでしょうか。

【JAIPA】 立石です。メニュー化というよりは、その原価に係る卸のコストの開示で十分で、最終的には、今、先生におっしゃっていただいたようなメニュー化になるか

もしれないですが、現状だと両方が一緒になった状態で、原価というか卸の金額になっているということなので、そこでまず検討し、さらにメニュー化できて、そちらをさらに安くできるというのであれば、一切応じるか応じないか、細かいことは別として、特にサポートが必要ないところにとっては、確かにそれは喜ばしい話だとは思いますが、そこまで行く前に、まずその差がどれぐらい出るのかということを知りたいというのが現状であります。ありがとうございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。まずはその大体のことを把握して、今後どうするかはそれから相談するという話でよろしいでしょうか。

【JAIPA】 そうです。メニュー化する、金額を変えらるゝとして、どれぐらい違うのか。あまり変わらなければ、それはそれで仕方がないかと思ひます。

【辻座長】 分かりました。

ありがとうございます。大事な点で、どのような形で決着するかは別として、事実として、通信系、非通信系でどのような差異があるのか、これはやはり知っておく必要があるかと思ひます。ありがとうございました。

ほか、ございますか。まず、佐藤構成員からお願いします。その次は西村構成員にお願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。いくつか質問させていただきます。

一番始めの、資料 63-1 の 1 ページ目に、幾つか対象となるサービスが出てきますが、競争関係に及ぼす影響の大きなものとしてどのような基準で判断されているか、確認させてください。例えば金額が大きいとか、加入者数が多いとか、実際の市場で、競争でお客を取り合っているサービス、商材であるということなのか、影響が大きいというときにどのようなことを考慮されているのか、教えていただければということです。

2 ページ目以降は、どのような情報が必要で何を開示させるかについて、様々書いてありますが、やはり適正性や透明性、予見性が大事。4 ページ目を見て振り返って思い出してみると、やはり今まで協議の場がなかったとか、協議開始に際して回答いただけなかったということ。一番下に行くと、卸と接続の相当額でいうと、東西での差が大きいですが、恐らくほとんど説明を受けてなかったと示されているので、この辺は今回きちんと、ある程度説明が得られるよう情報提供を考えるべきと思ひています。

また、資料 63-2 のところでは、これも同じように 4 ページ目で、一般の商習慣だから情報が今まで出されないということでしたが、それでは困るということです。モバイルの

ところでも経営上の秘密で出せないと断られてきた話があったので、今回はやはりきちんと、情報が出せないとはどういう理由で出せないのか、必要な情報はできるだけ出せるようにすべきということで議論し、卸元事業者さんから説明いただかなければいけないと思っています。

質問は、4 ページ目の右に裁定の方針が示されていますが、裁定に持ち込んだ場合には、適正原価、適正利潤を基に算定根拠をきちんと総務省のほうで確認する、ということだと思います。これは総務省に一応確認しますが、「接続等」と書いてあるのは卸にも考え方としては適用されるもので、固定もモバイル、裁定に持ち込まれれば、卸に関しても基本的な考え方はここで示されたものだという理解で良いでしょうか。総務省への質問になります。

また、J A I P Aさんの資料 63-2 で、団体協議でNDAの問題があるというのはずっと以前から、何年もかけて議論している割には整理ができてない、進んでないということ。一つ確認したいのは 11 ページの数値例です。以前の会議で、N T T東西からもデータが出たので J A I P Aさんのほうからもきちんと、輻輳に関する個別のデータ出してくださいとお願いしたのですが、この理解では、今のところ、個別の企業のデータは出すのが相当難しい、N T T東西の了解が得られない状況にあるということなのか、あるいはかなり進んで、もうすぐ出せる状況にあるのか、その辺について、非常に大事なデータなので、どういう状況になっているか教えていただければと思います。

以上です。

【辻座長】 ご質問であった、J A I P A様の資料 63-2、11 ページの図について、これの対応を、まずお答え願えますでしょうか。

【J A I P A】 J A I P A、立石です。個別に出せるかというところ、先ほどのT R Sと混同しているところがありまして、一つはN T T東西殿の了解を待って出す部分と、トラヒックの部分に関しては、T R Sでなくて、I S P側のデータはすぐ出せるのですが、その2つがあります。1つ目のN T T東西殿との交渉は今やっている最中で、個別の企業の中でどれくらい進んでいるか分からないのですが、一応交渉を始めているということは聞いていて、見通しが明るいのか暗いのかははっきりしませんが、暗いというふうには聞いていませんので、恐らく出せるようにはなるだろうと思います。ただ、そこまで交渉できる I S Pの数があるかというとなかなかで、この資料を出しますよ、ということもN T T東西殿に言って J A I P A側にも提示するという事なので、結構ハードルは高いか

など。特に精神的ハードルは高いかなと思います。

2つ目、前回そのトラヒックデータを出させていただいた企業に関しては、かなり無理を言って出させていただいていますので、こちらのトラヒックデータとして特にNTT東西殿の許可をもらわなくても出せる部分というのはあるのですが、それに関してもやはり、以前の研究会の中でもお話しさせていただいたのですが、どこが出したのかという犯人探しが始まるということで、これはNTT東日本の飯塚さんの人間性を信頼していますので、私自身は問題ないと思っているのですが、いざ出す側となってはなかなか厳しいのかなということで、最終的には2つの話を一つにして、特にNTT東西殿の許可がなくても、少なくとも総務省さん、本研究会には、例えば非公開であっても出せるという状況にならないと難しいかなと感じております。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

もう一点、接続に関する裁定が卸では適用できるかということについて、総務省お願いいたします。

【永井料金サービス課課長補佐】 事務局の料金サービス課、永井でございます。その点お答えいたします。

こちら、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」というものが、平成30年の1月16日付で公表されておりますが、そちらの中に記載がございまして、卸電気通信役務の提供についても、接続に準じて対応することとする、となっております。したがって、ご質問の答えといたしましては、卸に関しても接続に準じて対応するという事で整備されてございます。

【辻座長】 ありがとうございます。佐藤構成員、まだご質問がありましたでしょうか。

【佐藤構成員】 資料63-1の1ページ目で、いろいろサービス名が出ていて競争関係に影響を及ぼすものとしているのですが、卸先の事業者さんとしてはその判断基準がどのようなものであるべきと考えているのかというところです。

また、JAIPAさんが言われたことについて、私として理解できていないところもありますが、おそらく小さな企業というのは大きな企業と様々な取引をしている中で、日本の商習慣だと、色々なことを気にしないとならない状況があるように感じました。こういう議論の場では、そういう企業の関係性を気にするというか、不必要な配慮・遠慮をする

必要はなく、きちんと議論を通じて必要なデータが示されるような環境をつくっていきたいと思っています。

質問という意味では一番初めの、1ページ目の判断基準について、どのようなものがあるのか教えていただきたいという、FVNO委員会への質問があったと思います。お願いします。

【辻座長】 それでは、FVNO委員会の方、1ページ目の合理的な判断基準等々をお教え願えますでしょうか。

【テレコムサービス協会】 FVNO委員会、山田でございます。佐藤先生、ご質問ありがとうございます。

判断基準のところでございますが、もちろんユーザー数であったり価格帯のところというのが大きな部分ではございますが、各事業者様によって、サービスの展開の仕方であったりマーケットの属性によって異なるところがありますが、大枠でいきますとやはり、光回線のところと電話のところのユーザー数や価格帯というところが一つ判断基準になるかと考えております。

佐藤先生から、2つ目もご質問というかコメントという形で受けておりますので、ここは今後も継続的な協議ができればと考えております。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

【佐藤構成員】 ありがとうございます。2つ目はコメントに近かったですが、4ページ目の価格差がいろいろある中で、今の状況ではきちんと説明を受けてないので、何とか適正性について説明、理解できるような形の情報提供が必要だということだと思っておりますので、主要な今回のテーマだと思っています。

以上です。ありがとうございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

では続きまして、西村構成員お願いいたします。その後、相田先生あるいは関口先生にお願いしたいと思います。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。FVNO委員会様に1点質問、JAIPA様に1点質問、それから、MVNO委員会様に1点質問をさせていただければと思います。

FVNO委員会様に対しては、資料 63-1 の3ページ目のところで、論点3、正当な理

由の範囲ということで、今回は情報の開示に関してご説明いただきましたが、役務の提供の場合に関する正当な理由について、こちらのほうでは確認ができないのですが、何かお考え等、おまとめになった意見等ありましたらお教えいただければと思います。もしありましたら、ほかのJ A I P A様やMVNO委員会様と同じかどうかというのも教えていただければと思います。

続きまして、J A I P A様のほうには、論点1、特に特定卸電気通信役務の範囲について、資料のほうで確認ができていないのですが、もし何かご意見等がまとまっておられるのであればお教えいただければと思っております。

最後、MVNO委員会様については、論点1の特定卸役務の範囲に関してですが、特に今回、強調されておられました、資料料63-3の2ページ目の最後の①、②、③というようなことですが、今後予定されているサービスということで特に、I o Tの市場の拡大あるいは5GのSA方式があったかと思うのですけれども、特に適正な競争関係というのが今回は法文上も要求されておりますので、まだ提供されていないあるいは今後発展していくであろうという判断基準を考えると、こういったものを事実として捉えれば適正な競争関係に及ぼす影響というのを理解することができるのか、はかることができるのか、もしお考えがあればお教えいただければと思います。

私からは以上になります。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、最初、F V N O委員会様に聞かれましたご質問にご回答願えますでしょうか。

【テレコムサービス協会】 F V N O委員会、山田でございます。西村様、ご質問ありがとうございます。

3ページ目のところでございますが、情報の開示を拒むことができる正当な理由というところに関して、同様な形をおそらくJ A I P A殿のほうの資料にも、7ページ目に、記載があると思いますが、N T T東西殿からのご意見で、取引先自らのサービス原価の開示が強制されることはあり得ないというようなご意見がございましたが、この辺りを少し透明化していかなければ、この接続料に関する卸協議のところが進まないのではないかと思っておりますので、開示を求めることがF V N O委員会としては必要なことではないかと、記載をさせていただいております。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。次は、J A I P A様に聞かれております論点1

についてご説明をお願いしたいと思います。

【JAIPA】 その範囲ということでは、あまり意識してなかったのですが、現状ではそのFTTH接続サービスが役務の範囲で、ほかにもあるかもしれませんが、今々に関しては、FTTH接続サービスを範囲とすべきと考えております。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは最後に、MVNO委員会で予定されているサービスについてのご質問がありましたが、お答え願えますでしょうか。

【テレコムサービス協会】 ありがとうございます。まず、これら5G(SA方式)、セルラーLPWA等、将来のサービスも一部入っておりますけれども、このようなサービスについては、今の段階で全く協議に入ることができないサービスではなく、既にMNOが一部提供開始をしているようなサービスでありまして、確かに将来のサービスではあるにしても、現在これらの協議を進めるということが、近い将来の電気通信事業者間の競争関係に密接につながっているもの、それだけの近い将来の話であるということ踏まえると、実際にこれらのサービスが市場に出てきて初めて、例えば競争が発生してから、特定卸役務として指定をするというのはいささか遅いのではないかと、そういった観点から今回、特定卸役務に、これら将来のサービスにおいても、適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして定めるもの以外のものとして、入れていただきたいということが主張となります。

また、利用者の視点から見ても、役務というのは、今この瞬間に受けるというよりも1回契約をすると一定期間受け続けるものという形になりますので、例えば5G(SA方式)について全くMVNOが協議に入れていないといったような状況があったときに「そのような状況であれば今、MVNOと契約するのはやめようかな」というような、今の競争にも大きな影響を与えるということも考えられることから、こういった近い将来においても、少し前方視的に検討すべきではないかと思っております。

以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

最後の予定されているサービスにつきましては、また、いろいろ議論が出てくるかと思っております。

それでは続きまして、相田構成員、お願いいたします。

【相田座長代理】 相田でございます。FVNO委員会様の資料63-1の4ページ目の3ポツ目、これは卸元事業者様からの回答なので、卸元事業者様に確認したほうがいいのか

かもしれないのですが、この読み方です。「600社を超える事業者様とそれぞれ対応することは困難」ということで、実際に要望を寄せているのが600社あってそれに対応するのはとても無理だというようにも読めますし、600社ある卸先が個別に要望を寄せてくると、とても耐え切れないので、それが最初の1社であっても要望には対応しないというようにも読めますし、おそらく現実はその中間だと思うのですが、その辺りFVNO委員会様としては、どのようにこれを捉えていらっしゃるのかということと、これらを踏まえて、逆にJAIPA様が提案していらっしゃるような団体交渉のようなものをやることを、FVNO委員会様のほうで何かお考えあるのかどうかということについてご質問させていただければと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、FVNO委員会のご回答をお願いいたします。

【テレコムサービス協会】 FVNO委員会、山田でございます。相田様、ご質問ありがとうございます。

この3ポツ目のところ、「600社を超える事業者様とそれぞれ対応することは困難」と記載させていただきましたが、こちらもちろん、各社様からいろいろなご意見いただいておりますが、率直にお伝えすると、一つ何か改善案をお伝えしても一事業者の意見、全てを反映していくには、コンセンサスをNTT東西殿の中で取っていくのもなかなか大変な部分もあるため、この間、やはり改善案が進まなかったという現状がございます。

ただ、下段のほうに記載ありますとおり、今月の10月3日から新たな仕組み、こういった改善要望をまとめていただけるような仕組みをNTT東西殿のほうで構築いただいておりますので、この辺りは一步進展していただいたのかと思っております。なので、過去はなかなか事業者の声、改善案というところが難しく、NTT東西殿のほうから、全ての事業者の対応をすることは厳しいというようなものが一定の回答でございました。

2点目の団体交渉等に関しまして、JAIPA殿からのご意見もございましたが、FVNO委員会としても、個社としてNTT東西殿のほうにご意見、改善依頼を出すのは、厳しい部分もありますが、FVNO委員会の中で一定の意見を取りまとめさせていただいて、反映いただけるような部分というのは、少しずつできつつありますので、こういった団体交渉というのは継続的に続けていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。この600社等につきましては、次回、卸元事業者のほうにお聞きすることになるかと思いますが、お考えはよく分かりました。

続きまして、関口構成員お願いいたします。

【関口構成員】 関口でございます。FVNO委員会様に1点、それからMVNO委員会様に1点、それぞれご質問させていただきたいと思っております。

まず、FVNO委員会様の1ページ目のところで、電気通信事業の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくない、大きいというところに、ひかり電話及びひかり電話オフィスが、月額利用料、通話料ともに黒丸がついているのですが、この影響が大きいという趣旨について少し説明を頂戴したいと思っております。

ひかり電話の場合には、PSTNと違って局給電がないということから、別途バッテリーを借りてもらわないといけないわけで、今まであまり規制の対象としては考えてこなかったということがあることと、それから、携帯の音声卸のような、10年間値段が動かなかったというような大きな問題に比べると、ここも値段はあまり500円程度から下がらないという問題があるかもしれませんが、携帯に比べると比較的その影響は小さいように考えられるのですが、それらについて、この黒丸の趣旨をもう少しご説明をいただければ幸いです。

MVNO委員会様のところで申し上げますと、今までもほかの先生方から、5Gですとか、セルラーLTPWAの点について、特定電気通信役務とすべき理由について質問があったのですけれども、資料63-3の3ページ目の下の紫の点のところ、ここも含めての議論だとは思っているのですが、特定電気通信役務に該当しないサービスで今後、MVNOにとって非常に大きな、事業展開上影響力を持ちそうな項目については、この特定電気通信役務というのに該当しないサービスであっても、MNOに対してセーフハーバー・ルールは設けることは必ず必要だと思っておりますけれども、将来の姿について、事前に事業予測が可能なような、そのような予見性に資するような情報というのは積極的に提供していただくことが必要だと思っております。

ですから、先ほどMVNO委員会様からのご回答にもありましたように、現状の特定電気通信役務についての情報提供だけでは、将来の事業展開上必要な情報が得られないと思っておりますので、ここについては、セーフハーバーつきの情報提供をMNOに、義務づけと言っていいのか分からないのだけでも、ぜひご提供いただきたいと思っております。

その点、2ページ目の資料の一番下のところで、①、②、③とあるのですが、②のここ

ろ、これはシュリンクしていくようなサービスが念頭にあって指摘されたのかもしれないのですが、このような、将来、この役務提供加入数は爆発的に伸びるかもしれないけれども、現状では継続的に少ないというようなサービスがあり得るということを考えると、②は項目から外しても私はいいような印象を受けました。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、2つ質問されましたが、まず、FVNO委員会様に、ひかり電話についての月額利用等の黒丸のご説明というのをお願いできますでしょうか。

【テレコムサービス協会】 FVNO委員会、山田でございます。関口様、ご質問ありがとうございます。

1ページ目の、影響が少なくない、いわゆる大きいところのひかり電話に関するところでございますが、この間、あまりこの辺りは議論の対象ではなかったと思いますが、少しFVNO委員会の中で議論が出た理由といたしまして、大きくマーケットのところによるのですが、個人向けいわゆるマス向けマーケットというよりは法人向けのマーケットでいくと、やはりひかり電話もしくはひかり電話オフィスの月額利用料、また通話料というところが大きな収益を占める部分がありますので、影響範囲が大きいということで記載をさせていただいております。

どちらかというところ、個人マーケットのところでございますと、先ほど関口様おっしゃられていましたが、携帯電話のところをご利用される方も多く、家庭内の固定電話というところの利用が減っているような状況でございますので、そういった部分で、どちらかというところと法人寄りの方の意見の部分で影響範囲が少なくない、いわゆる大きいという形で黒丸のほうを表現させていただいております。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、続きまして、MVNO委員会に、先ほどもございましたけど、将来のサービスの展開についてご質問ありました。重ならないところでご回答お願いできますでしょうか。

【テレコムサービス協会】 MVNO委員会、佐々木です。ご質問ありがとうございます。まず、1点目、右肩3ページ目になるかと思っておりますけれども、例えば、その新たに提供される役務について、この協議の端緒となり得る情報として書かせていただいた情報以外にも、MNOと同時期にMVNOも利用者にサービスが提供できるように、これはきち

んと、我々としてもMNO様に対して情報の提供というのを求めていかなければならないと思っておりますが、当然、協議の中という形になりますので、様々な情報を求めていくとしても、そのケース・バイ・ケースという項目を除いていって、いわゆる必須として、規律で定める情報としては、右肩3ページ目にあるような協議の端緒になり得るような情報、こういったものをきっかけに様々な情報を引き出していくことができるようになるのかなと考えておりますので、このような書き方をさせていただいたというものになっています。

もう1点、ご質問というよりはご意見というふうにも聞かせていただきましたけれども、右肩2ページ目、下の①、②、③と書かせていただいた、適正な競争環境に及ぼす影響が少ない役務について今後検討する場合の観点という形になってはいますが、ご指摘いただいたとおり、②にあります、もしくは提供しているが役務の加入者数が継続的に少ないサービスであっても、例えば将来的に役務の加入者数が急増するということが何かしら見込まれる、例えば市場の変化とか、技術の世代の進歩とか、近接する様々なIoT市場とか端末市場とかの状況によって、ある段階でブレークをすることが見込まれるような、そういったサービスというものもあり得るのかもしれない。

今のお話をお伺いしている中で、直ちにそういったものを思いつくことができないというのは、事業者としては少し恥ずかしいところではあるのですが、そういったサービスが含まれるということもあり得ると考えております。

どういう条件にするかということについて、今すぐにアイデアがある状況ではないですが、この後の議論の中で、そういった観点も踏まえて最終的な、どのような役務がこの総務省令で定めて除外をされるべきなのか、逆に言うとその除外されなかったサービスについては基本的には全て特定卸役務になると考えておりますけれども、この総務省令で定めるものというものがどのような範囲になるかということの議論に参加をさせていただければと思っています。

以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

そのほか、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ないようですので、改めて論点を述べていただきました。これまで議論が不十分であったものに加えて、新しい論点もご指摘いただきました。その点を含めて、今後また検討していきたいと思っております。

それでは、これもちまして本日の会合とさせていただきます。

それでは、次回の会合につきまして、事務局からご説明ありますでしょうか。

【前田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日はご議論いただきましてありがとうございました。

次回会合の詳細につきましては、別途、事務局よりご連絡を差し上げますとともに、総務省のホームページにて開催案内を掲載いたします。

以上、よろしくお願いたします。

【辻座長】 ありがとうございました。

それでは、これもちまして、本日の議題は終了いたしましたので、第 63 回の会合を終了したいと思います。どうも皆様、本日はありがとうございました。これで失礼いたします。

以上